

# 四半期報告書

(第63期第3四半期)

自 平成25年10月1日  
至 平成25年12月31日

高千穂交易株式会社

東京都新宿区四谷一丁目2番8号

目                  次

	頁
表 紙 .....	1
第一部 企業情報 .....	2
第1 企業の概況 .....	2
1 主要な経営指標等の推移 .....	2
2 事業の内容 .....	2
第2 事業の状況 .....	3
1 事業等のリスク .....	3
2 経営上の重要な契約等 .....	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	3
第3 提出会社の状況 .....	7
1 株式等の状況 .....	7
2 役員の状況 .....	8
第4 経理の状況 .....	9
1 四半期連結財務諸表 .....	10
2 その他 .....	16
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	17
[四半期レビュー報告書] .....	卷末

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月12日
【四半期会計期間】	第63期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)
【会社名】	高千穂交易株式会社
【英訳名】	TAKACHIHO KOHEKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 戸田 秀雄
【本店の所在の場所】	東京都新宿区四谷一丁目2番8号
【電話番号】	03-3355-1111
【事務連絡者氏名】	経営システム本部長 植松 昌澄
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区四谷一丁目2番8号
【電話番号】	03-3355-1111
【事務連絡者氏名】	経営システム本部長 植松 昌澄
【縦覧に供する場所】	高千穂交易株式会社 大阪支店 (大阪市北区梅田三丁目3番20号 (明治安田生命大阪梅田ビル内))
	高千穂交易株式会社 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号 (本州名駅ビル内))
	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期 第3四半期 連結累計期間	第63期 第3四半期 連結累計期間	第62期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高（千円）	12,721,267	14,033,700	18,149,527
経常利益（千円）	533,319	612,807	1,007,667
四半期（当期）純利益（千円）	250,040	283,986	557,253
四半期包括利益又は包括利益（千円）	291,851	398,842	743,228
純資産額（千円）	13,513,630	14,032,575	13,867,358
総資産額（千円）	17,526,235	18,424,984	18,599,436
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	25.54	29.01	56.92
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	—	28.99	—
自己資本比率（%）	76.3	75.8	74.2

回次	第62期 第3四半期 連結会計期間	第63期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額（円）	21.20	12.09

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第62期第3四半期連結累計期間及び第62期の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益の改善や個人消費の持ち直し、公共投資の増加などを背景に、広がりを伴いつつ緩やかに回復しております。先行きについては、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要とその反動の影響が見込まれるもの、海外経済の持ち直しや各種経済対策の効果が発現するなかで、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されています。ただし、依然として海外経済の下振れがわが国の景気を下押しするリスクも懸念されております。

当社グループの市場環境は引き続き競争激化の状況にありますが、新たな成長を見据えて、独自の付加価値をより一層強化し、収益性の向上を図るほか、アジアを中心とした成長市場に積極的に進出し、グローバルビジネスの本格展開を進めております。

具体的には、システムセグメントでは、引き続き商品監視システムの拡販を進めるほか、R F I D事業やリテールソリューション事業等の新たな市場を開拓すると共に、中国・東南アジアへのビジネス展開を強化しております。他方、デバイスセグメントでは、新たな商権・商材の獲得や、技術提案を通じて、特定分野へ特長ある商品の販売に注力しております。また、当社オリジナル機構部品の販路を、アジアを中心とした海外へと拡げ、グローバルブランドとしての地位獲得にも邁進しております。

このような状況の中、当第3四半期連結累計期間の経営成績は、売上高につきましては単体業績が連結業績を牽引し、全セグメントで増収となるなか、セキュリティ商品類や産機商品類、マイティカード㈱を中心としたその他ソリューション商品類の販売好調を主因に、前年同期比10.3%増の140億33百万円となりました。

損益につきましては、前年に比べ大幅に円安となるなかで、輸入に伴う仕入コストが増加し売上総利益率が低下したものの、売上高の増加と販売費及び一般管理費の抑制により、営業利益は前年同期比26.4%増の5億36百万円、経常利益は前年同期比14.9%増の6億12百万円、四半期純利益は前年同期比13.6%増の2億83百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（システムセグメント）

システムセグメントの売上高は、前年同期比11.6%増の56億34百万円となりました。営業利益は円安の影響やマイティカード㈱への追加投資に伴うのれん償却額の増加により、前年同期比77.9%減の19百万円となりました。

セキュリティ商品類では、G M S（総合スーパーマーケット）やドラッグストア向け商品監視システム、I P（ネットワーク）カメラの販売が好調に推移したほか、Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd. の販売貢献により、売上高は前年同期比12.6%増の43億98百万円となりました。

メーリング商品類では、主力商品である封入封緘機の大型案件を計上しましたが、その他製品が伸張せず、売上高は前年同期に比べ46.2%減の2億45百万円となりました。

その他ソリューション商品類（※1）では、マイティカード㈱による物流企業向けR F I Dタグの販売増加やアパレル小売店向けR F I D在庫管理システムの販売進展などにより売上高は前年同期比44.3%増の9億89百万円となりました。

（デバイスセグメント）

デバイスセグメントの売上高は、前年同期比10.6%増の67億2百万円、営業利益は前年同期比79.8%増の3億78百万円となりました。

電子商品類では、昨年度に引き続きデジタル家電向けシリコンマイクの販売が堅調に推移し、売上高は前年同期比3.5%増の29億68百万円となりました。

産機商品類では、遊技市場において採用機種や製品種類の販売が増加したほか、オフィス家具市場での拡販が進んだことなどから、売上高は前年同期比17.0%増の37億34百万円となりました。

（カストマ・サービスセグメント）

カストマ・サービスセグメントは、機器販売の増加に伴う保守収入及び設置料の増加などにより、売上高は前年同期比5.3%増の16億97百万円となり、営業利益は前年同期比8.7%増の1億36百万円となりました。

※1 第1四半期連結会計期間より「その他商品類」を「その他ソリューション商品類」と名称を変更しております。

## (2)財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比べ1億74百万円減少し、184億24百万円となりました。これは商品及び製品が2億80百万円増加した一方で、受取手形及び売掛金が2億8百万円、のれんが1億91百万円減少したことなどによるものです。

他方、負債は、前連結会計年度末と比べ3億39百万円減少し、43億92百万円となりました。これは未払法人税等が1億89百万円、賞与引当金が1億43百万円減少したことなどによるものです。純資産は前連結会計年度末と比べ1億65百万円増加し、140億32百万円となりました。自己資本比率は前連結会計年度末から1.6ポイント上昇し、75.8%となりました。

## (3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

### ①基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めていくものでなければならないと考えています。

当社グループは、独立系技術商社として、創業以来「創造」を事業活動の原点に据え、常に海外の先端技術・商品を広く探求・開拓し、日本の市場に紹介してまいりました。また、創業から61年を通して、「テクノロジーをおしてお客様のご満足を高め、技能と人間性を磨いて世界に通用する信頼を築き、力を合わせて豊かな未来を拓き社会に貢献する」という企業理念の実現に努めてまいりました。

このような企業理念に基づき、国内各業界の多くの有力企業をお客様とし、海外の有力先端メーカーとの信頼関係、そして海外の先端技術・商品を扱う人材・技術サポート・情報・先端技術探求ネットワーク網などの当社独自の事業ノウハウと快活な先取り精神の社風を築き、持続的な成長により企業価値を高めてまいりました。

当社取締役会は、経営支配権の異動を目的とした株式の大規模買付行為または提案であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えています。のために当社は、大規模買付者及び当社取締役会の双方から当社株主の皆様への必要かつ十分な情報・意見・提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があることに加え、株主の皆様をはじめとするステークホルダーのために、当社取締役会による代替案が十分に検討できる機会・時間を確保し、かつ必要に応じて大規模買付者と交渉を行うこと等の当社取締役会の対応を可能とするため、一定の合理的・客観的な仕組みが必要と考えています。

### ②基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、独立系技術商社の強みを活かし、事業系列や資本系列に捉われることなく、自らの企業理念に従い、市場ニーズを捉え、迅速かつ闘達に世界の先端商材・技術を発掘し、市場に紹介・提供することこそが、当社の有する優位的経営手法であり、収益と成長の維持拡大に欠かせないこと、ひいては企業価値及び株主共同の利益の源泉と考えています。

現在、当社グループでは、「独自の付加価値の創出とグローバルビジネスの本格展開」を中期ビジョンに、既存事業における競争力の強化を図るとともに新市場を開拓し、持続的な成長を目指してまいります。こうした取組みにより、強固な収益基盤の構築と事業規模の拡大を図り、企業価値ひいては株主共同の利益向上に邁進してまいります。

また、当社グループは、企業市民として果たすべき「CSR（企業の社会的責任）」を強く認識し、責任ある誠実で透明な経営活動の継続的な実施を通して、あらゆるステークホルダーから信頼される経営を進め、企業価値の向上に努めてまいります。

### ③当社株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）の仕組み

当社は、平成19年11月6日開催の当社取締役会において、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意したもの）を除きます。本対応策において、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応策（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議し、その後の当社第57回、第59回及び第61回定時株主総会において、その継続を株主の皆様にご承認いただいております。その概要は以下のとおりです。

(a) 大規模買付ルールの設定

大規模買付者が、大規模買付行為を行うに際しては、大規模買付者の概要や大規模買付行為の目的及び内容等に関する情報、大規模買付ルールに従うことと誓約する旨の「意向表明書」等を当社取締役会宛に提出していただきます。

(b) 当社取締役会の評価・検討

当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、一定の期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)を設け、当該情報の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案にあたります。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、取締役会から独立した組織として設置された独立委員会に諮問し、かつ外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見をとりまとめ開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(c) 大規模買付行為がなされた場合の対応

当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為が以下のような要件に該当し、一定の措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることができます。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

(ロ) 大規模買付者が企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

(ハ) 強圧的二段階買収など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(ニ) 大規模買付者による支配権取得により、ステークホルダーの利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される場合

(ホ) 買付けの条件が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合

④ 本プランの客観的合理性

本プランが、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由として、以下のことが言えます。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

(b) 株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(c) 株主意思を重視すること

本プランは、当社株主総会の決議により継続されたものです。また、本プランの有効期限(平成26年6月開催予定の当社定期株主総会終結の時まで)の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(d) 独立した委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの採用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大規模買付ルールの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士等のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に大規模買付ルールの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(e) 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものと言えます。

(f) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(g) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間をする買収防衛策)でもありません。

(注1)特定株主グループとは、①当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、又は②当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものとみなされる者を含みます。)を行なう者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

(注2)議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株式等の保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)、又は②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株式等の買付け等を行なう者及びその特別関係者の株式等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(4)研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における研究開発費は、34百万円(売上高比0.2%)であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5)経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの事業運営は、特定の分野や顧客、サプライヤーに依存しているのが実情です。従って、そうした特定分野や大口顧客の市況・業況や、大口サプライヤーとのパートナーシップ如何によっては、当社の業績に大きな影響が及ぶ可能性があります。

(6)戦略的現状と見通し

国内経済は昨年の政権交代から、円安への転換、株価の上昇など回復傾向を示すものの、当社を取り巻く事業環境は依然として変化しやすい状況にあります。

数年来、当社で掲げてきた「収益基盤の再構築」は経営効率の面においては売上総利益率の改善、業務効率の改善による運用コスト低減、戦略的な組織体制の構築などによって一定の成果を上げることができました。現在は「独自の附加価値創出とグローバルビジネスの拡大」の中長期ビジョンのもと、既存事業における新商品の発売・未導入市場の開拓、海外事業の拡大、新規事業の立ち上げにより、持続的かつ自立的な事業成長を目指しております。

具体的には、東南アジア地域の事業拡大と国内外の成長分野であるR&D事業の拡販、そしてグループ事業・企業間シナジーを高めることでグループ全体での成長の実現に努めてまいります。

(7)資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの当第3四半期連結累計期間における資金状況は、当第3四半期連結会計期間末の現金及び預金が、前連結会計年度末と比べ50百万円減少し71億57百万円となりました。これは受取手形及び売掛金が2億8百万円減少した一方で、商品及び製品が2億80百万円増加したことなどが主な要因であります。商品及び製品の増加などによる運転資金の需要増については手許流動資金(現預金)で賄っております。

商社活動の中では、一時的にまとまった運転資金が必要となる場合がありますが、現在の資金残高は、当面の事業活動を考慮しても、流動性が確保できております。

(8)経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、金融・製造・情報通信・小売業など幅広い業界を市場としており、一部は回復しつつあるものの全体としては依然として厳しい市場環境下にあります。当社グループでは、企業理念の「技術」と「創造」に基づき、常にお客様に当社独自の附加価値をご提供し続けることが、市場環境の変化の影響を最小限に止め、自立的な成長に通じるものと考え、「安全・安心・快適」な新たなソリューションの実現に努めてまいります。

なお、中長期的に目標とする経営指標については、経営環境を見極め設定してまいります。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	36,000,000
計	36,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） (平成25年12月31日)	提出日現在発行数（株） (平成26年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,140,300	10,140,300	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株 であります。
計	10,140,300	10,140,300	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成26年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高（千円）
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	—	10,140,300	—	1,193,814	—	1,156,268

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 349,700	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 9,776,600	97,766	—
単元未満株式	普通株式 14,000	—	—
発行済株式総数	10,140,300	—	—
総株主の議決権	—	97,766	—

②【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
高千穂交易株式会社	東京都新宿区四谷 1-2-8	349,700	—	349,700	3.44
計	—	349,700	—	349,700	3.44

(注) 株主名簿上、当社名義となっており、実質的に所有していない株式はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	7, 207, 327	7, 157, 198
受取手形及び売掛金	5, 385, 680	5, 177, 078
有価証券	500, 000	500, 000
商品及び製品	2, 013, 505	2, 294, 302
その他	465, 761	386, 291
貸倒引当金	△13, 596	△19, 201
流動資産合計	15, 558, 677	15, 495, 669
固定資産		
有形固定資産	496, 644	495, 302
無形固定資産		
のれん	1, 015, 122	823, 849
その他	162, 770	135, 422
無形固定資産合計	1, 177, 893	959, 271
投資その他の資産		
投資有価証券	739, 429	893, 769
その他	645, 603	584, 015
貸倒引当金	△18, 811	△3, 044
投資その他の資産合計	1, 366, 221	1, 474, 740
固定資産合計	3, 040, 759	2, 929, 314
資産合計	18, 599, 436	18, 424, 984

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	2,572,275	2,574,709
未払法人税等	265,510	76,181
賞与引当金	297,785	154,688
役員賞与引当金	28,424	14,784
その他	727,484	746,618
<b>流動負債合計</b>	<b>3,891,480</b>	<b>3,566,982</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	752,169	745,258
その他	88,428	80,168
<b>固定負債合計</b>	<b>840,597</b>	<b>825,426</b>
<b>負債合計</b>	<b>4,732,078</b>	<b>4,392,409</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,193,814	1,193,814
資本剰余金	1,156,397	1,156,397
利益剰余金	11,630,395	11,679,407
自己株式	△298,281	△298,367
<b>株主資本合計</b>	<b>13,682,324</b>	<b>13,731,251</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	138,973	225,511
繰延ヘッジ損益	2,957	747
為替換算調整勘定	△23,420	△354
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>118,509</b>	<b>225,904</b>
<b>新株予約権</b>	<b>23,734</b>	<b>27,198</b>
<b>少数株主持分</b>	<b>42,789</b>	<b>48,220</b>
<b>純資産合計</b>	<b>13,867,358</b>	<b>14,032,575</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>18,599,436</b>	<b>18,424,984</b>

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
**【四半期連結損益計算書】**  
**【第3四半期連結累計期間】**

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	12,721,267	14,033,700
売上原価	9,065,373	10,251,991
売上総利益	3,655,894	3,781,709
販売費及び一般管理費	3,231,409	3,245,058
営業利益	424,485	536,651
営業外収益		
受取利息	5,039	1,867
受取配当金	12,222	12,888
為替差益	84,311	21,523
受取補償金	—	33,173
その他	9,319	8,717
営業外収益合計	110,893	78,170
営業外費用		
支払利息	887	930
支払手数料	896	890
その他	274	192
営業外費用合計	2,059	2,013
経常利益	533,319	612,807
特別利益		
投資有価証券売却益	—	3,525
特別利益合計	—	3,525
特別損失		
投資有価証券評価損	1,410	6,705
特別損失合計	1,410	6,705
税金等調整前四半期純利益	531,908	609,628
法人税、住民税及び事業税	183,261	242,807
法人税等調整額	92,118	74,293
法人税等合計	275,380	317,100
少数株主損益調整前四半期純利益	256,528	292,527
少数株主利益	6,488	8,541
四半期純利益	250,040	283,986

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	256,528	292,527
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	21,275	86,538
繰延ヘッジ損益	1,531	△3,290
為替換算調整勘定	12,515	23,066
その他の包括利益合計	35,322	106,314
四半期包括利益	291,851	398,842
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	286,518	391,381
少数株主に係る四半期包括利益	5,332	7,460

**【注記事項】**

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	77,799千円
のれんの償却額	157,137
	81,872千円
	191,273

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	166,440	17	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金
平成24年11月5日 取締役会	普通株式	117,487	12	平成24年9月30日	平成24年12月4日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	117,486	12	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金
平成25年11月7日 取締役会	普通株式	117,486	12	平成25年9月30日	平成25年12月4日	利益剰余金

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	システム	デバイス	カストマ・サービス	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高						
外部顧客への売上高	5,049,756	6,060,545	1,610,966	12,721,267	—	12,721,267
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	5,049,756	6,060,545	1,610,966	12,721,267	—	12,721,267
セグメント利益	85,945	210,238	125,897	422,080	2,404	424,485

(注) 1. セグメント利益の調整額2,404千円は、連結調整額であります。

(注) 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	システム	デバイス	カストマ・サービス	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高						
外部顧客への売上高	5,634,230	6,702,331	1,697,138	14,033,700	—	14,033,700
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	5,634,230	6,702,331	1,697,138	14,033,700	—	14,033,700
セグメント利益	19,024	378,112	136,810	533,947	2,703	536,651

(注) 1. セグメント利益の調整額2,703千円は、連結調整額であります。

(注) 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行ております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	25円54銭	29円01銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	250,040	283,986
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	250,040	283,986
普通株式の期中平均株式数(株)	9,790,626	9,790,573
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	—	28円99銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	4,557
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかつた潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	平成25年7月19日取締役会決議 ストックオプション (新株予約権 55個) 普通株式 82,500株

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有して いる潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

平成25年11月7日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………117,486千円

(ロ) 1 株当たりの金額……………12円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成25年12月4日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

## **第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月10日

高千穂交易株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡 村 俊 克 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 栄 司 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高千穂交易株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高千穂交易株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。